

- (1) 衛生委員会、安全衛生委員会
労働安全衛生法第 18 条～ 19 条
労働安全衛生規則第 22 条～ 23 条
- (2) 健康診断
労働安全衛生法第 66 条
労働安全衛生規則第 43 条～ 50 条
- (3) 二次健康診断
労働者災害補償保険法第 26 条～ 28 条
労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 16～ 19
- (4) 自発的健康診断
労働安全衛生法第 66 条の 2
労働安全衛生規則第 50 条の 2～ 50 条の 4
- (5) 健康診断の結果の記録
労働安全衛生法第 66 条の 3
労働安全衛生規則第 51 条
「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」
(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
- (6) 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取
労働安全衛生法第 66 条の 4
労働安全衛生規則第 51 条の 2
- (7) 健康診断実施後の措置
労働安全衛生法第 66 条の 5
労働安全衛生規則第 51 条の 3
「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成 8 年 10 月 1 日 指針公示第 1 号ほか)
- (8) 健康診断の結果の通知
労働安全衛生法第 66 条の 6
労働安全衛生規則第 51 条の 4
- (9) 健康診断結果報告
労働安全衛生規則第 52 条
- (10) 保健指導
労働安全衛生法第 66 条の 7
- (11) 長時間労働者に対する面接指導
労働安全衛生法第 66 条の 8～ 9 労働安全衛生規則第 52 条の 2～ 8
「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」(平成 14 年 2 月 12 日 基発第 0212001 号)
「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成 18 年 2 月 24 日 基発第 0224003 号)
- (12) ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査等)
労働安全衛生法第 66 条の 10
労働安全衛生規則第 52 条の 9～ 21
「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
(平成 27 年 4 月 15 日 指針公示第 1 号ほか)
「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(心理的な負担の程度を把握するための検査等関係)」(平成 27 年 5 月 1 日 基発 0501 第 3 号)
- (13) 健康教育等(THP、メンタルヘルスケア)
労働安全衛生法第 69 条、第 70 条の 2
「事業場における労働者の健康増進のための指針」(昭 63 年 9 月 1 日 指針公示第 1 号ほか)
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成 18 年 3 月 31 日 指針公示第 3 号ほか)

前頁フロー図中に用いた略語一覧

ス施…H27.5.1 基発0501第3号 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について
ス…心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき講ずべき措置に関する指針
面…H18.2.24 基発0224003号 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について
過…過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等
健…健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
特法…労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
労災法…労働者災害補償保険法
労災規則…労働者災害補償保険法施行規則
法…労働安全衛生法 則…労働安全衛生規則

(1)



(3)



(2)



(4)

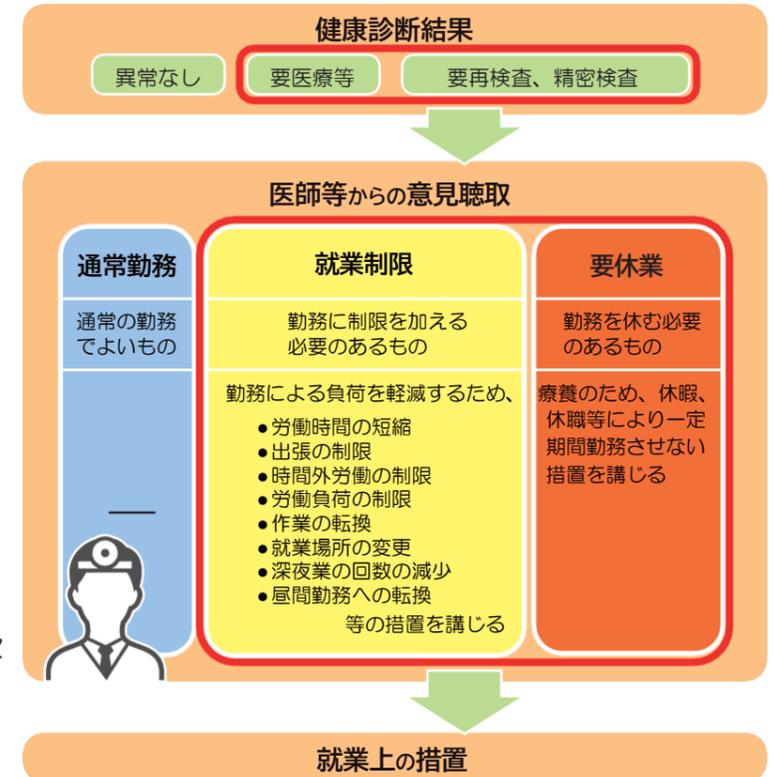


- (1) 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について(リーフレット)
- (2) 広島県地域両立支援推進チーム(広島労働局:治療と仕事の両立支援特設ページ)
- (3) 独立行政法人 労働者健康安全機構広島産業保健総合支援センター(地域産業保健センターページ)
- (4) 健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。(リーフレット)

労働安全衛生法の定める 健康診断事後措置等の概要

～労働者に就業上の適切な配慮を～

- 健康診断の結果、**異常の所見**があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置についての**意見聴取**をすることが必要です。
また事業者は、医師等の意見を踏まえて**就業上の措置**を講じ、労働者の健康保持を図らねばなりません。
- 健康診断の結果だけでなく、
・長時間労働者に対する面接指導
・ストレスチェック結果に基づく面接指導
についても、同様に事後措置を講ずることが必要です。
さらに、衛生委員会等で調査審議を行い、作業環境や職場環境の改善を図ることも求められます。
- これら労働者の健康管理の一連の流れは次ページようになります。各事業場において労働衛生管理体制の整備に努めましょう。



よくあるご質問

「医師等の意見」とは、「要精密検査」や「要観察」などの判定のことですか？
あるいは「酒やタバコをつつむこと」などのコメントのことですか？

ここで言う「医師等の意見」とは、就業の可否や、労働時間の短縮等の措置についての意見のことです(上表参照)。「要精密検査」や「要観察」は健康診断結果の判定であり、「酒やタバコをつつむこと」などのコメントは、日常生活面での指導です。これらとは別に、就業上の措置についての意見を聴く必要があります。

健康診断の結果に応じ、本人に精密検査等の受診勧奨を必ず行っています。
不十分ですか？

単に精密検査等を受診させているだけでは不十分です。精密検査等の結果を提出するよう働きかけ、これらの情報をもとに、就業上の措置についての意見を医師等から聴取する必要があります。また、精密検査等の結果が提出されない場合にも、前提となった一次健康診断の結果により医師等から意見を聴取しなければなりません。

就業上の措置が不要とされた労働者については、特に記録を残していません。
不十分ですか？

就業上の措置が不要とされた労働者については、「通常勤務」として意見を聴取し、記録を残す必要があります(医師等の押印等が不要)。これらの記録がないと、医師等から意見を聴取したことが明らかになりません。また、継続的な管理に生かすことも難しくなります。

健康診断を行った病院などに意見を聞くのですか？

労働者数 50 人以上の事業場は、産業医に意見を聞くことが適当です。産業医は、労働者の健康状態と作業内容等の両方を把握する立場にあるためです。労働者数 50 人未満の事業場は、地域産業保健センターを活用することが適当です。地域産業保健センターは、無料で利用できます。

労働者本人を医師のところに行かせて意見を聞くのですか？

医師等からの意見聴取は、衛生管理者等、事業場の衛生担当者が行うのが一般的です。衛生担当者が医師に対し、健康診断結果や作業内容等の情報を提供した上で、意見を聴取します。なお、医師等が特に必要と判断した場合には、労働者本人が医師等と面接する機会を設けるべきです。

医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	広島太郎
医師の意見	通常勤務
意見を述べた医師の氏名	医師次郎

健康診断個人票(様式 5 号)

「医師等の押印等が不要」については、以下 2 の(4)を、ご確認ください。

「地域産業保健センター」については、以下 2 の(3)を、ご確認ください。



委員会での調査審議等

労働時間等設定改善委員会での調査審議 (特法6、健2(4))
・労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善

衛生委員会等での調査審議 (法18、則22等)
・衛生に関する規程の作成等 (健康診断の実施に関する規定等)
・健康診断等の結果及び対策の樹立等
・労働者の健康保持増進の実施計画の作成等 (法69条の健康教育等)
・長時間労働による健康障害防止対策の樹立等 (面接指導の実施方法等)
・労働者の精神的健康の保持増進対策の樹立等 (メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度等)

職場環境改善の検討等に活用 (ス9(1))
意見・助言、情報等 (ス9(2))
集計・分析結果だけでなく、次の情報等を勧奨する
・医師、保健師、看護師、心理職等からの意見・助言
・管理監督者、労働者、職場巡視等による情報

事後措置の実施 作業環境の改善 (法66の5、健2(4))
・作業環境測定の実施
・施設・設備の設置・整備
・作業方法の改善
・その他適切な措置

調査審議により作成された実施計画等
・健康診断の実施規定等
・健康教育等の実施計画
・面接指導の実施方法等
・メンタルヘルス対策
・ストレスチェック制度等

職場環境の改善 (則52の14、ス9(2))
・勤務形態・職場組織の見直し等

安全衛生部署

人事部署

健康診断の実施 (法66、則43~50)
雇入時、定期、特定業務、海外派遣、給食従業員、歯科、臨時
異常なし 要医療等 要再検査、精密検査
本人への健康診断結果の通知 (法66の6、則51(4))

労働時間の算定 (則52の2(2))
・毎月1回以上、一定の期日を定めて時間を算定する
面接指導の対象要件 (法66の8~9、則52の2(1)、則52の8(2))
一月あたりの時間外・休日労働時間
・100時間超え
・80時間超え
・事業場で定めた基準超え

医師等に対する情報の提供 (健2(3)ロ、ス8(3)(3))
・労働時間
・労働密度
・深夜業の回数・時間数
・作業態様
・作業負荷の状況
・労働者との面接の機会

受検の勧奨 (ス7(3))
実施者から受検した労働者のリストを入手し、未受検者に対し受検の勧奨をする
ストレスチェック実施者
通知後、概ね1カ月以内 (則52の16(1)、ス第3(4)(2))

ストレスチェックの実施 (法66の10(1))
本人への結果通知 (法66の10(2)、則52の12)
高ストレス者で面接指導が必要 その他
申出の勧奨 (則52の16(3)、ス7(4)イ(7))

集団ごとの集計・分析の実施、事業者への結果提供 (則52の14、ス9、11(4)等)

自発的健康診断の実施 (法66の2、則50の2~4)
健康診断日から3カ月以内 (則51の2(1))
二次健康診断の実施 (法66の7)
再検査・精密検査の実施 (法66の7)
健康診断日から3カ月以内 (則50の3)
二次健康診断の実施 (法66の7)
再検査・精密検査の実施 (法66の7)
健康診断日から3カ月以内 (則50の3)
労働者からの結果の提出 (健2(2)、健2(5)ハ、法66の2)
提出日から2カ月以内 (法66の18の18、則51の2(2))
一次健康診断日から3カ月以内 (則51の2(1))
提出日から2カ月以内 (則51の2(2))

労働者の申出 (則52の3(1)イ、ス第2(1)(2)エ)
申出後、概ね1カ月以内 (法66の10(3)、則52の16(1))
面接指導の実施 (法66の8、則52の2~7、過5(2))
面接指導に準ずる措置の実施 (法66の9、則52の8、過5(2))
実施から概ね1カ月以内 (法66の10(3)、則52の16(1))

面接指導の実施 (法66の8、則52の2~7、過5(2))
面接指導に準ずる措置の実施 (法66の9、則52の8、過5(2))
実施から概ね1カ月以内 (法66の10(3)、則52の16(1))

労働者の申出 (法66の10(3)、則52の16(1))
申出後、概ね1カ月以内 (則52の16(2)、ス第3(4)(2)ニ)
面接指導の実施 (法66の10(3))
実施から概ね1カ月以内 (則52の19、ス第3(4)(5)イ)
医師からの意見聴取 (法66の10(5)、ス8(4))
通常勤務・就業制限・要休業
産業医等からも意見を聞くことが望ましい (ス12(1)イ(3))

事業者への結果提供についての同意の取得 (法66の10(2)、則52の13)
同意する 同意しない
ストレスチェック結果/5年保存が望ましい (則52の11、ス7(5))
・記録の保存は実施者が行うことが望ましい
・事業者は、実施者等により記録の保存が適切に行われるようにする

医師等からの意見聴取 (法66の4、66の8(4)、法66の10(5)、労災法27、則51の2、則52の7、則52の19、労災則18の18、健2(3)過5(2)ア(イ)、ス8(4))
通常勤務 就業制限 要休業

就業上の措置の決定等 (健2(4)、過5(2)イ、ス8(5))
事後措置の実施 就業上の措置 (法66の5、法66の8(5)、法66の10(6)、健2(4)、過5(2)イ、ス8(5))
・就業場所の変更
・作業の転換
・労働時間の短縮
・深夜業の回数の減少

産業医から意見を聞くことが適当
地域産業保健センターの活用が適当 (労働者数50人未満の事業場)

事後措置の実施 委員会等への報告 (法66の5、法66の8(5)、法66の10(6)、健2(4))
・必要な場合には、衛生委員会、労働時間等設定改善委員会等に報告する
・報告の際は、労働者個人が特定されないよう集約・加工等を行う

結果の記録・保存 (健2(5)ホ、ス7(5)、ス8(6))
・電磁的記録による保存を行う場合は、下記省令に基づく「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」
・下記ガイドラインを参照することが望ましい「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

健康診断結果/5年保存 (法66の3、則51、健2(5))
・様式第5号を作成して保存 (雇入時、定期、特定業務、海外派遣、給食従業員、歯科、臨時、自発的)
・二次健康診断…保存が望ましい

長時間労働 面接指導結果/5年保存 (法66の8(3)、則52の6)
・下記事項を記載 (実施年月日、氏名、医師の氏名、労働者の疲労の蓄積の状況、労働者の心身の状況、医師の意見)

ストレスチェック結果/5年保存 (則52の13(2)、ス7(5))
・労働者の同意を得て結果提供を受けた場合には、結果の記録を作成して保存する

ストレスチェック 面接指導結果/5年保存 (法66の10(4)、則52の18、ス8(6))
・下記事項を記載 (実施年月日、氏名、医師の氏名、医師の意見)

ストレスチェック 集団ごとの集計・分析結果 /5年保存が望ましい (ス9(1))

・保健指導等 (法66の7(1)、健2(5)ロ) 健康診断の結果、特に必要な労働者に医師・保健師による保健指導を行う (日常生活面での指導、健康管理に関する情報提供、再検査・精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等)
・健康教育等 (法69(1)) 労働者に対する健康教育、健康相談他、健康保持増進措置を継続的かつ計画的に講ずる
・健康保持増進のための指針 (法70の2(1)、69(1)) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」